

## 4．上場会社等

事業承継税制の適用の前提となる認定においては，「上場会社等」の範囲を

- 金融商品取引所又は店頭売買有価証券登録原簿に上場又は登録の申請をしている場合
- 外国に所在する金融商品取引所又は店頭売買有価証券登録原簿に類似するものに上場又は登録されている，あるいは，上場又は登録の申請をしている場合も含むこととしています（施行規則第6条第1項第7号及ひ第7条第2項第7号）。


11．事業冓熋があるとされるための要件


 （施行梘則第6条第2넉）
（1）常時使用する従業員の数が 5 人以上であること
※ただし「従業員」には，後継者と生計を一にする親族は含めることができません。
（2）事務所，店埔，工場ての他これらに類するものを所有し，又は賃借していること。
（3）贈与の日（相続の開始の日）まで引き続き 3 年以上にわたり次に掲じるいずれかの業務を していること。
（1）商品販売等（商品の販売，資産の貸付け又は役務の提供で，継続して対価を得て行われるも の。その商品の開発若しくは生産又は役務の開発を含む。）
※ただし，資産の貸付けの相手 「「後継者」や，「その同族関係者」の場合には，当該資産 の貸付けは商品販売等の事
動に該当しません。


##  <br> 

があった場 くおけ 気務紙 明間の算宁，旧会社における業務期間は通算
洞云仕 $\rightarrow$ 株式会社など），種類复史（合名会社 $\rightarrow$ 合資会社など）の場合に一性は維持されるため，この取扱いは適用されません。

| 組織再縕 | 中摆者 | 昍会社 |
| :---: | :---: | :---: |
| 吸収合併 | 吸収合併存続会社 | 吸収合併消滅会社 |
| 新股合併 | 新設合併設立会社 | 新設合併消滅会社 |
| 森式交敘 | 株式交換完全親会社 | 株式交換完全子会社 |
| 株式移枟 | 株式移転完全親会社 | 株式移転完全子会社 |

